

2013. 9. 5

婚外子相続差別は違憲

結婚していない男女間に生まれた婚外子（非嫡出子）の相続分を法律婚姻の子（嫡出子）の半分とする民法の規定を巡る裁判で、最高裁大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は4日、規定は法の下の平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定をした。裁判官14人全員一致した1995年の判例を見直した。（関連記事3面、社会面）

▼婚姻届を提出した法律上の夫婦間に生まれた子を「嫡出子」、結婚していない男女間に生まれた子を「非嫡出子」(婚外子)と呼ぶ。民法は900条4号ただし書きで「非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1」と規定。明治異例の言及をした。

時代の旧民法に盛りり込まれ、戦後も引き継がれた。厚生労働省の人口動態統計によると、2011年年に出生した嫡出子は102万7452人（97.8%）。婚外子は2万3354人（2.2%）で、増加傾向にある。

が高まっていた。菅義偉官房長官は4日の記者会見で「最高裁の判断は審議に受け止める必要がある」と発言。政府は早ければ秋の臨時国会への民法改正案の提出を目指す。大法廷が決定を出した

云々の法則が成立する」と判断した。そのうえで「嫡出子と婚外子の相続分を区別する合理的な根拠は失われている」とし、遅くとも今回の事案が発生した01年7月には規定は違憲となつていたと結論づけた。

のは、2001年7月に死亡した東京都の男性と同年11月に死亡した和歌山県の男性の遺産分割審判の特別抗告審。いずれの男性も法律婚の妻と内縁関係の女性との間にそれぞれ子供がいた。

大法廷は決定理由で、日本社会に法律婚制度が定着していることを認めながらも、家族の形態が多様化し国民の意識も変化していると指摘。「父母が婚姻関係になかったという、子にとって選択の余地がない理由で不利益を及ぼすことは許されない」という考え方を確立さ